川越地区保護司会だより 人はみな 生かされて 生きてゆく

地域で安全・安心なまちづくり

川越市長 Ш 合 善

越地区保護司会

第5号 平成28年7月1日 編集・発行 川越地区保護司会

事務局 川越市役所

福祉推進課内

り組まれておりますことに、心から敬意を 表するとともに感謝を申し上げます。 の犯罪や非行防止活動に対し、献身的に取 の皆様方におかれましては、日頃から地域

込め詐欺に加担する青少年も見受けられ、 超える被害額であります。また、その振り の状況といたしましても、昨年は2億円を として高い水準にあると伺っており、本市 る特殊詐欺の被害額につきましては、依然 さて、我が国の振り込め詐欺を始めとす

そのためには、行政だけではなく、 のと考えており、今後とも皆様方には、安 の方々による協力なくしては成しえないも 会の皆様方をはじめとする関係団体や地域 醸成など、地域のネットワークを強化して 民相互の見守り意識、青少年の規範意識の 犯罪の低年齢化も問題視されております。 を賜りますよう御願い申し上げます。 全・安心なまちづくりに、一層のお力添え いくことが必要であると考えております。 このような現状を打開するためには、 、保護司 住



が市の社明運動について

富士見市長

星

野

信

越地区保護司会 おります。

様々な取り組みをされ、明るい社会づくり 復帰のための支援や犯罪・非行の予防など、 にご尽力を賜り、 の皆様方におかれましては、日頃から、社会 心から感謝を申し上げま

るみで「社会を明るくする運動」を実施して 小中学校、警察署などと連携を図り、地域ぐ の保護司の皆様方をはじめ、 防止のため、 及び更生を援助するとともに、犯罪や非行 富士見市では、罪を犯した方の生活改善 川越地区保護司会富士見支部 地域の関係者、

なお一層お力添えを賜りますようお願

し上げます。

越地区保護司会の皆様方におかれましては、 づくりの推進に努めてまいりますので、川 で犯罪防止活動を行い、安全で安心なまち 対する意識啓発の充実を図り、地域ぐるみ 多様化、複雑化しております。今後も防犯に 未然防止への取り組みを実施しております。 毎年7月には、この運動の強調月間とし 市内の3駅で街頭活動を行い、犯罪等の 犯罪や非行を取り巻く生活環境は

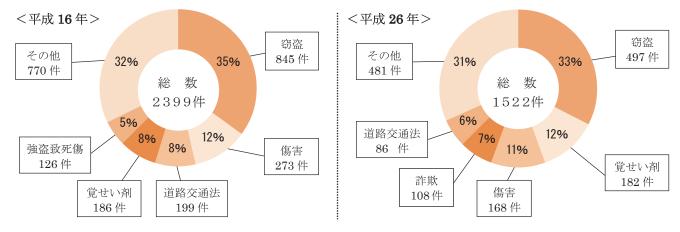
> とさせていただきます。 健勝を心から祈念申し上げまして、御挨拶 結びにあたりまして、会員の皆様方の御



ていただきます。 心からご祈念申し上げまして、 の発展と、会員の皆様のご健勝とご活躍を 結びにあたり、 川越地区保護司会の益 挨拶とさせ

数字で見る埼玉県内の犯罪及び保護観察等の状況

1. さいたま保護観察所内の非行名・罪名新受件数(『さいたまの更生保護』平成17年版・平成27年版より) 16年に比べ、総数は減少傾向。罪名では「覚せい剤」と青少年を巻き込んだ巧妙で悪質な「詐欺」が増加している。



2. 埼玉県の少年非行情勢について(『平成27年版少年非行白書』より)

検挙・補導人員は、埼玉県3,342人で昨年に比して4位から7位へと減少しました。内訳を見ると男女比率は、男子2,934人(87.8%)で・女子408人(12.2%)。罪種別では全て減少傾向ですが、1位は窃盗犯(1,781人:53.3%)となっています。

都道府県別検挙・補導人員(平成26年)



年度別・居住地別検挙状況 (刑法犯少年の人口比)

	22 年	23 年	24 年	25 年	26年
川越市	11.1	12.2	10.9	8.3	6.8
坂戸市	14.8	14.3	11.2	7.1	9.4
鶴ヶ島市	12.7	14.5	12.2	9.2	8.0
富士見市	13.1	11.4	12.0	11.8	9.8
ふじみ野市	8.8	14.8	13.2	10.6	6.4
全 国	11.8	10.7	9.1	7.8	6.8

*人口比とは14歳から19歳の人口千人当たりの 検挙人員をいう。

3. 地域別保護観察等の取り扱い状況(平成27年12月)

項目		保護司数 (人)	保 護 観 察 (件)	生活環境調整 (件)	合 計	
地域	人口 (千人)				件数	一人当り担当件数
川越	351	53	79	76	155	2.9
坂 戸	102	19	21	18	39	2.1
鶴ヶ島	70	14	25	18	43	3.1
富士見	109	19	36	28	64	3.4
ふじみ野	112	20	31	23	54	2.7
川越地区	744	125	192	163	355	2.8
埼玉県	7,259	1,560	1,685	2,435	4,120	2.6

- *保護観察とは、罪を犯した人を一般社会で生活させながら、保護司が1か月に2回以上接触をし、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けることです。
- *生活環境調整とは、刑務所や少年院に収容されている人が、釈放後に社会復帰が円滑に果たせるように、 帰住先の調査や家族・引受人、就職先などと話し合い、受け入れ態勢を整えてやることです。



日陰の花からひまわりへ

~更生保護を支える保護司活動~

善意・無償の保護司活動

保護司の活動は、犯罪や非行を犯した人た<mark>ちと「誠意</mark>・慈愛」の心をもって接し、信頼関係のもと、 彼らが社会の一員として自立・復帰し、再び犯罪や非行に走ることのないよう支援することにあります。 この活動は明治期の民間篤志家による更生・授産活動がその始まりと言われ、以来、保護司を始めと する民間協力者の献身的な尽力により支えられ発展し、今日、社会内処遇のあり方として「世界に冠た る更生保護制度」と評されるに至っております。

そして、これらの活動は保護司一人ひとりの善意に基づく無償の奉仕によってなされてきました。

見直される保護司活動

従来、保護司は、その秘匿性が重んじられ、これら献身的な活動にも関わらず、事柄の「なじみ」が薄く、 その重要性・困難性に比べ、人々の理解は必ずしも十分ではなく、社会的評価も決して高いものでは ありませんでした。

しかしながら、今日、改善更生による犯罪予防の重要性が改めて認識され、また、地域活動への積 極的参加、更には「刑の一部の執行猶予制度」における保護観察の更なる活用などにより、保護司の活 動は次第に理解され、期待されるようになりました。

保護司活動の更なる展開

近年、地域活動等を通じ犯罪予防の啓発に努め、「明るい社会づくり」に取り組むことも保護司とし て重要な活動となっております。

そして今後とも、市町村や各関係団体等の協力・連携のもと、「更生保護」を社会全体で支える活動 とするため、改めて、保護司を中心としたネットワークの構築が期待されております。

保護司活動への支援

た。

必ず仕事

っとしたも

一方、複雑・多様な現代社会にあって、自立・復帰のための支援や犯罪防止等のための地域活動など、 求められる負担は依然として軽いものではありません。

本来、更生保護は、まず、国が責任をもって実施すべき司法業務の一環でもあります。制度の維持 を保護司の善意と熱意に委ねるだけでなく、保護司活動に対する物心両面に及ぶ更なる支援体制の充 実が望まれます。 (原島 正克)

強いは出 陰で申 と根気良く説得を続け、 手にした所で保護観察期間 始まった矢先、 ような罪を犯してしまう。良い出会いと仕事 で声を掛けてくれる優しい人(?)に誘われ、 渡すお金でどうにか腹を満たす。 強く親も口を挟めない。兄でいながら日中は家に入 た頃やっと廊下で寝ると話す。 れて貰えず近くの公園で過ごし、 人兄弟の2番目だが同居の弟は引きこもりで気性も 対親に聞い ·帳の取得に向け担当職員と話を重ねる。 必要な母子手帳や学校での成績証明書等に 請 と市の福祉担当者に相談、 くが、 の目処もつき、 きないが将来息子さんにとって必要である 励まし福祉との繋がりにほ としての限界と対象者本人や家族との章 母親が急死。 失くしたとかで要領を得ない。 気まずそうに会釈するAさん やっと市の担当課との話が やっと療育手帳を対象者が 満了となっ その後担当課職員のお 食事は母親がそっと 公園や駅のベンチ 夜になって弟が寝 場合によっては

申請に向

つ

て

前記 への繋

0

共に送ったAさん、 る書類の文字に困惑したが、 ・・中と普通学級で療育手帳も手にしてない 歳の割りに少し幼さを感じる程度。 30代男性 年という長い保護観 会って見ると一見普通 知的制 察期 Η 間を 他

、の土地に入り物を持ち去るという行為は普通とは

の短期間でクビ、

仕事をしなくなって久しい。

3

幾つか簡単な職には就いたも

保護司体験談 ~Aさんのこと~

目的は処罰ではなく「保護更生」

「少年法」の意義と役割を考える

人は罪を犯すと「法律」によって処罰されます。「罪 の種類」と「罰の程度」は法律に定められています。何 人(なんびと)も法律に「定めのない」罪に問われるこ とも罰を負うこともありません。これを「罪刑法定主 義」といい民主国家の根幹を成しています。

罪刑法定主義の中心にあるのが「刑法」です。その 他に道路交通法や労働基準法のように社会活動に応 じて「罪と罰」を適用させる社会法もたくさんありま す。これらをひっくるめて「刑事法」と呼びます。刑事 法は国籍人種を問わず日本国に居住・滞在する全て の人に適用されます。

しかし「発達過程 | の子どもたちは 「処罰の対象 | に なじまないとして、(刑法で)「14歳未満」を「刑事処分 の対象外」するとともに「20歳未満」を対象に特別な 「保護措置」をとることになりました。「少年法」(昭和 23年7月15日交付)です。

大人が「罪」を犯すと、警察署(逮捕、送検)⇒検察 庁(起訴)⇒地方(簡易)裁判所(命令、判決)⇒罰金、 刑務所(拘置所)・・・・事件は概ねこんな流れで進 んで行きますが、20歳未満の場合は、警察署⇒(検察 庁) ⇒家庭裁判所 (審判) ⇒ (少年鑑別所) ⇒少年院··· と流れていきます(14歳未満は「児童相談所」で児童 福祉的立場の判断がなされます)。そして、少年事件 は罪を裁く「地方裁判所」ではなく親族間の諸問題を

調整する「家庭裁判所」が担うこととしました(重罪 の場合は、家庭裁判所から検察庁に戻され大人と同じ 流れで刑罰が決まって行くことがあります。これを 「逆送」といいます)。

更に、少年法は「大人と同じ処分」を受ける場合で あっても刑罰のランクを引き下げています。例えば、 大人ならば「死刑」であるはずの刑が「無期」に、「無期」 であるはずの刑は「20年以下の有期刑」に減刑されま す。少年の「保護更生」という社会的使命を担った少 年法ならではの措置です(少年も満18歳になると「死 刑」の対象になります。「光市母子殺人事件」は知られ るところです)。

いま少年法は「成人年齢」の引き下げという大きな 課題と向き合っています。すでに選挙年齢は民法に先 行して「18歳成人」を実現していますが、これが実現 すると少年の定義が「20歳未満」から「18歳未満」に 引き下げられことになります。刑事裁判や少年審判の 手続き、刑務所や少年院などの矯正施設、その他司法 手続きそのものに手を入れる必要も生じるかもしれ ません。

いずれにしろ少年法は、子どもたちの健全育成を後 押しし社会の安定と明るい未来を創るためになくて はならない法律です。保護司の一人としてその意義と 役割を改めて噛みしめたいと思います。 (野村 茂)



社会を明る<する運動(社H)運動)

第65回「社会を明るくする運動」 作文コンテスト入賞者

川越市立山田小学校5年 小学生の部

れるや、

たちまち針

0)

山へ追わ 絵を見、

れ

血の

投げ込まれる。地獄

閻魔大王

を 池 題名「世界と争いと幸せ」

地獄絵が掛けられており、

その前で住職の話

富士見市水子の大応寺本堂には、

等身大の

畏 れ

る心

いだろうか。 は何か。それは ろそかにしていない の要求はしても、 私たちが次の世代に伝えるべき大事なもの 世 この若親

我が子

0)

家庭での躾をお

援

"畏れる心、を育むことではな

罪を学ぶ機会が、 間になる、 たちは、 子育て支援への手厚い

知った子どもはそこでひとつの覚醒をする。 悪事を働けば閻魔送りになるから善良な人 などと短絡はせぬが、 今の日本にはあまりに少 神を想い 原

据えられた死者が、 えあがったものである。 恐ろしい形相をした閻魔大王の 生前悪事を犯したと 前 に引 知 き

ない向きが多い。天 (神仏)を畏れる心は人と 心かなめの´畏れる心、を植えつけようとし ともよい依頼心や甘えばかりを教え込み、肝 を聞く機会を得た。 して生きる原点であり、 ことが世に交わる基本である。」と諭された。 隅などで極彩色の地獄絵を見せられて、 そう言えば私の子どもの頃は、 一当世の親には少子化も手伝って、 罪の意識を確認する 薄暗いお寺 知らなく 震

休 け () 室





「伝統受け継ぐ 川越支部 川越まつりし

川越市は、大正11年県内最初に市制を施行し、平成 15年中核市となりました。今回、国指定重要無形民俗 文化財で、慶安元 (1648) 年以降変遷を重ね、受け継が れてきました川越まつりについて記します。絢爛豪華 な山車が練り歩き、居囃子、宵山、曳っかわせと二日間 で92万9千人、まつりを含めた観光客数は年間で650 万人以上も訪れます。私たちは住んで良かった住みた い街にと、今後更なる発展を願っております。

(矢島 源吉)

鶴ヶ島支部 「わがまち自慢」

鶴ヶ島の自慢は図書館です。市の面積は小さいです が、中央図書館のほかに各中学校区の市民センター内 に6つの図書館分室があり、地元市民から愛されてい ます。これらの中央図書館や分室は、もともと地域の お母さん方の子ども達への文庫活動から出発、現在で も多数の方が図<mark>書館ボランティアとし</mark>て活動していま す。また、毎年秋には市民と職員が協力して図書館まつ りを開催しています。市内各小学校には専任の司書が 常駐して子ども達の読書活動を支援、更にボランティ アにより毎週朝読書の時間、それぞれの学級にて読み 聞かせも実施し、子ども達の読書への取り組みを応援 しています。 (萩原 幸子)

富士見支部 「水害と地域の絆」

富士見市水谷東の街は以前は田んぼで、蛙の小便で も大水になると言われ、昭和40年頃から建築ラッシュ が始まった。その後この地域は暴風雨で何度か水害の 被害があり、そのためか他地区より防災意識・協力し あう団結意識が高い。新しい街にして夏祭り、盆踊りは 盛大に行われ、各催し物も賑っている。"災いを転じて 福と為す"の諺ではないが、水害が人々の結束と絆を強 める契機となり、住民の共同体意識を醸成させ、潤い のある人間関係を作り、更に精神的な絆を深めてきた。 水谷東は素晴らしい街だ。 (水宮 恒)

「住みやすさここが一番」 ふじみ野支部

日本創生会議・人口減少問題検討分科会が、2,040 年には若年女性の流出により全国で896の市区町村が 人口減少による消滅可能性があると発表しました。 県 内でも21市町村がその対象になっています。しかし、 ふじみ野市では、保育所の待機児童の解消宣言が功を 奏したのか、若い世代を中心に人口の増加が続き、合併 後10年で8千人増となり11万人の壁を越えました。 この増加は、「住みやすさランキング県内1位」の総合 評価と無縁ではないと思われます。 (大谷

「ひと・まち・いきいき」 坂戸支部

関東最大の「よさこい祭り」(坂戸よさこい)が私の まちの自慢です。昨年は、節目となる第15回開催を迎 え、来場者数は19万8千人、参加チームは66チーム・ 約2千7百人の人たちが一堂に会しました。このお祭 りの私の最大の楽しみは、地域の住民や学生・市外か らの来訪者など、多くの人たちが街に集い一体となり 大いに賑うことです。この一体感を少しでも多くの人 たちに味わってもらえるよう、これからも「坂戸よさこ い」を大いに盛り上げ、街を賑やかにしていきたいと思 います。 (川合 清丸)

松山、

川越、

飯能、

所沢、

朝霞の各地区

この研修会は自主研修で、

第

三ブロ

ツ

ク

で構成)の女性保護司が独自に開催したもので

第三ブロック代表女性保護司6名が中心と

当日の

席者は4名(各支部2名づつ)でした。 なり、この研修会を実現させました。

官より、 必要であり、 がりました。

でにない研修となりました。 護司での対応も必要」とのご指導を受け、 総括として埼玉保護観察所民間活動支援専門 「ケースに依っては担当を断る勇気も 近年の社会背景も踏まえて複数保

出席女性保護司

対し、 護司の目線での問いかけ、 発言が続き、 発表しました。テーマのみに留まらず、 出産等の相談について等々の内容になりました。 担当について、②男性担当者の夜の来訪、 える問題点を前もってアンケートで募りました。 研修のテーマを決めるために、 について、 プ討議をし、 提出された問題点を、 その結果は、 毎の進行役を務め、 ープ型式で、 研修の進め方は、 家族も含めた判断の難しさ等多彩に亘り ③対象者が少年(少女)の場合の妊娠、 尽きない 最後にその結果をグルー ①男性の性犯罪、 6名の代表女性保護司がテー 各地区を均等に分散 手際よく始められました 話題は時を忘れて盛り上 研修テーマとしてグル 対象者の低年齢化に 女性保護司が抱 銃刀法違反の 女性保 往訪

研修会が開催されました。 二ブロック連絡協議会による第 -成27年8月24日、 埼玉県保護司会連合会第 一回女性保護

女性保護司研修会

事業計画 平成28年度

5月 第1期統一研修会・総会

7月 第66回社会を明るくする運動

9月 第2期統一研修会

10月 施設参観研修

下記の問題については、

それぞれの相談窓口へ

◆「STOP!いじめ」に関する相談は

子供専用 0120-86-3192 へ

保護者専用 048-556-0874 人

◆「非行防止」に関する相談は

非行防止相談室=鑑別所で心理職の職

員が担当。子育てに悩む親や教師、少年自身

などの相談を一般向けに受け付けています。

さいたま 048-862-2051 へ

全国共通 0570-085-085 へ

◆「違法薬物?」に関する相談は

◆「警察」への相談は、110番ではなく

ホワイトテレホンコーナー

048-822-4970 ^

ヤングテレホンコーナー

048-861-1152 ^

048-822-9110 ^

[#9110] \alpha

相談専用電話は

-人で悩まず相談しましょう

よい子の電話教育相談

相談や来所の予約は、

第63回埼玉県更生保護大会 11月 第3期統一研修会

第4期統一研修会・新年会 1月

○富士 見 ふじみ 野支部 合同

·法の改正について」

年 度の各支部 自 施設参観研修を除く 主研 修 テー

広報部会

更生援助活動部会 犯罪予防活動部会

六回開催 催 三回 四 回 開催 開催 法務大臣表彰

平 成 27 年 度 保護 司 0

異

動

任 村 信 子 Ш 越

真壁 日 幸治 史郎 (ふじみ野 富士 見

30

日付

兼太郎 幸 (富士見) ふじみ野 以上11月

野

委嘱

浦

ふじみ野 以上12月1日 付

平成27年度 表彰者

藍綬褒章 藍綬褒章 森田 更 生保 嶋 護女 玉 秀 (性会) 江 治

) 専門部会

Ш

越

地

区

保

護

司

会

活

動

報

告

研修部会 総務部会

四

開

回 回

開

畠 本 岸 藤

高坂根加

耕光正節 作枝春子

記事 年2月28日に福岡 27年度は8件、 記憶に新しい事件としては、 ◆さて、 少年が起こした殺人事件は、 少年犯罪の増加 が毎日のように報道され 新聞やテレ 26年度は13 で予備校に通う少 ビ のニュ 件でし ① 平成 1

交換を重ねてきました。 分かりやすい広報誌を目指 編集委員も執筆者も装い 「くらくら して、 を新たに、

部だよりでは、 割について取り上げました。 今回 は、 閻魔大王が子育てに一 「少年法」と「保護 各支部の自慢・ 神仏の役割を論じて また、 司 ・特色に 役買 休憩 0 支 役

凶悪化を訴える れていま 平成 スで 28

編 集 後 記

」第5号をお 届 け します 意見

ただきました。 ていたという、 室では、 ついて報告していただきました。

最低なのです。

にも拘っ 少年

0

統計では、

 \dot{o}

凶悪犯罪は らず多く感じる

いるように感じます。

しかし、

警 戦後

察

私たち

の目には、

少年犯罪が増え

は、

報道

が増えたからなのでしょう

[X]

広 報委員 守屋 裕子 (川越) 照子 (川越) 村田 正克 (坂戸) 原島 川合 清丸 (坂戸)

岸田 喜好 (鶴ヶ島) 幸子 (鶴ヶ島) 萩原

関 健二 (富士見)

- 三郎 (富士見) ●酒本
- 義明 (富士見) ○本橋 星野ツネ子(富士見)
- ◎大谷 英二 (ふじみ野) (ふじみ野) 野村 茂

多くの 国民 罪

は治安に不安を抱いている が たと聞かされても、 (大谷 英二

3 人 など、 ら3人が、 を殺害した事件。 しては引き上げる暴行を繰り返 19 ·学 1 して水死させた事件。 ない状態になったのに救護せずに 歳 $\widehat{17}$ 枚挙にいとまがありません。 年(13歳)を殺害した刺殺 が、 18歳 酒に酔 同 じ予備 が、 った友人を川 ②高校3年 多摩川河川 校 また、 0) 少 女 ③ 少 年 17 19 事 敷 動 放 件 で